

# 静岡県立袋井高等学校同窓会規則

## 第1章 総則

第1条 本会は、静岡県立袋井高等学校同窓会と称し、本部・事務局を袋井市愛野2446の1静岡県立袋井高等学校内に置く。

第2条 本会は、会員相互の親睦をはかると共に、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

- 1 正会員 静岡県立袋井高等学校卒業生
- 2 特別会員 静岡県立袋井高等学校現職員
- 3 名誉会員 静岡県立袋井高等学校旧職員

## 第2章 事業

第4条 本会は、目的達成のための次の事業を行う。

- 1 名簿、会報等の発行
- 2 母校と連絡連携、母校の後援
- 3 母校の名誉を高めた会員及び在校生の顕彰
- 4 正会員、特別会員及び名誉会員の弔慰
- 5 その他、必要と認める事業

## 第3章 役員

第5条 本会は、次の役員を置く。

- 1 名誉会長 1名
- 2 会長 1名
- 3 副会長 若干名
- 4 理事 各期2名、特別会員若干名
- 5 評議員 各学級2名
- 6 監事 2名
- 7 庶務・会計 4名（正会員・特別会員から2名ずつ）
- 8 特別理事 各期1名

なお、本会に顧問を置くことができる。

第6条 役員の任期は2年とし、その選出方法は次の通りとする。

- 1 名誉会長は、母校校長を推薦する。
- 2 顧問は、会長が推薦する。
- 3 会長、副会長、監事、庶務・会計は理事会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 4 評議員は各クラスの推薦により、理事は各期評議員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 5 特別理事は、会長が委嘱する。

第7条 役員の任務は次の通りとする。

- 1 会長は、会務を総理し、本会を代表する。  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- 2 庶務・会計は、本部・事務局で会務を整理するとともに、母校との連絡にあたり、監事は、本会の会計を監査する。
- 3 評議員は各クラス会員を、理事は各期を代表し、本部と各会員の連絡の要となり、本会事業の推進をはかる。
- 4 会長が交代する場合、会長は、借入金の未償還元金の保証人になる。
- 5 特別理事は、総会の運営を補助する。

## 第4章 会議

第8条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会とし、会長が招集し議事を進行する。

各会議の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第9条 総会は、毎年1回開催し、会務並びに会計の報告及び計画等について審議決定する。

## 第5章 会費および会計

第10条 本会の会費および事業費は、会費、寄付金その他をもって充てる。

- 1 正会員は入会の際、会費として終身会費 15,000円を納入するものとする。
- 2 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

## 第6章 補則

- 1 本会則は、昭和60年12月1日より実施する。
- 2 第4条4項の弔慰規定は別に定める。
- 3 その他、特別の事態が生じたときは、理事会にて審議する。
- 4 規則一部変更。(第5章第10条1)平成5年2月22日から施行する。
- 5 規則一部追加。(第3章第7条4)平成26年3月15日から施行する。
- 6 規則一部追加。(第1章第1条)平成28年9月1日から施行する。
- 7 規則一部追加。(第3章第5条8、第6条5、第7条5)令和元年8月17日から施行する。